

令和 8 年(2026年) 1 0 月 1 9 日
観光スポーツ文化部文化振興課

下関市立近代先人顕彰館に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市立近代先人顕彰館に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります、下関市議会令和 8 年第 4 回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

① 名称

下関市立近代先人顕彰館

② 所在地

下関市田中町 5 番 7 号

③ 施設内容

下関市にゆかりのある先人の功績を顕彰することにより、市民の歴史や文化に対する理解を深め、もって市民の文化の向上に資する

(2) 指定期間

令和 9 年(2027年) 4 月 1 日～令和 1 4 年(2032年) 3 月 3 1 日

(3) 指定管理候補者の概要

① 名称

公益財団法人下関市文化振興財団

② 所在地

下関市竹崎町四丁目 5 番 1 号

③ 主な業務内容

下関市における文化芸術及び生涯学習の振興を図り、市民の自主的かつ創造的な文化活動及び生涯学習活動を支援促進し、心豊かな生活の向上に寄与すること

2 選定までの経緯

令和 8 年(2026年) 8 月 1 2 日	非公募により申込書の受付開始
令和 8 年(2026年) 9 月 1 0 日	申込書の受理
令和 8 年(2026年) 9 月 3 0 日	下関市指定管理候補者選定委員会(下関市立近代先人顕彰館)開催
令和 8 年(2026年) 1 0 月 9 日	下関市指定管理候補者選定委員会(下関市立近代先人顕彰館)から下関市長が答申書を受理
令和 8 年(2026年) 1 0 月 1 5 日	下関市が指定管理候補者を選定

(1) 申込資格

- ① 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）による再生手続又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による更生手続中でないこと。
- ③ 過去 2 年以内に、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により、下関市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 過去 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑦ インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。
- ⑧ 指定期間中の全期間において、博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）に定める学芸員の資格を有する者を 1 人以上配置可能であること。
- ⑨ 指定期間中の全期間において、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を 1 人以上配置可能であること。
- ⑩ 現指定管理者（公益財団法人下関市文化振興財団）であること。

(2) 申込状況

申込書提出団体数 1 団体（公益財団法人下関市文化振興財団）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市立近代先人顕彰館）が令和 8 年 9 月 3 0 日に開催され、ここにおいて、申込者から提出された事業計画書、収支計画書、申込団体の経営状況を説明する資料等及び申込団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、申込団体についての答申が下関市指定管理候補者選定委員会（下関市立近代先人顕彰館）から下関市長に提出されました。

下関市長は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、適当と認め、指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会(下関市立近代先人顕彰館)の委員(5 人)

【学識経験者】田口 寛（梅光学院大学 教授）委員長

【経営又は財務に関する有識者】吉田 恭一（中国税理士会下関支部 税理士）

【施設等の管理運営の専門家】平野 秀文（旧下関英国領事館 館長）

【政策分野の専門家】波佐間 清（下関市文化協会 会長）

【下関市職員】加藤 律子（観光スポーツ文化部 部次長）

※委員長は、委員の互選により田口委員に決定

5 選定基準

各委員 1 0 0 点満点の採点とし、評価点の平均点が 6 0 点以上、かつ 6 0 点以上の採点をした選定委員の人数が出席した選定委員の人数の過半数を超えていること。

※審査基準は別紙 1 「指定管理候補者審査基準」のとおり

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 採点結果

公益財団法人下関市文化振興財団					
委員	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
採点	90点	77点	86点	85点	84点
合計点	422点				
平均点	84. 4点				

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

- ①収支計画について
- ②委託料、公課費、人件費について
- ③来館者リピーターについて
- ④多言語対応について
- ⑤建物の課題について
- ⑥友の会やボランティアについて

(3) 議事録（要点）

別紙2「議事録（要点版）」のとおり

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、公益財団法人下関市文化振興財団を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙3「提案概要」のとおり

(2) 選定の主な理由

- ① 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。
- ② 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市立近代先人顕彰館）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

8 提案額

5年間の平均額 33,037,000円

5年間の合計額 165,185,000円